

令和5年2月定例会 教育長報告

行 事 表	
1月30日(月)	第1回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
1月31日(火)	能代市青少年問題協議会幹事会（新庁舎 会議室9・10）
2月 1日(水)	令和4年度秋田県都市教育長協議会：教育長・関係課長会議 (あきた芸術劇場ミルハス)
2月 2日(木)	令和4年度第3回能代市社会教育委員の会議（新庁舎 会議室9・10）
2月 3日(金)	令和4年度能代山本教育研究会体育部会研修会（酒食彩宴 粋）
2月 8日(水)	令和4年度能代市校長会第4回校長研修会（向能代小学校）
2月 9日(木)	令和4年度教職員人事評価面談：各小学校（二ツ井町庁舎 庁議室）
2月10日(金)	令和4年度教職員人事評価面談：各中学校（二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	令和4年度第5回能代市スポーツ推進委員会（シャトー赤坂）
2月13日(月)	令和4年度能代市教育研究所運営協議会（二ツ井町庁舎 大会議室）
2月14日(火)	能代市栄光賞授与式（能代市総合体育館）
2月15日(水)	第2回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
2月16日(木)	令和4年度第2回能代市立小・中学校事務共同実施推進協議会 (二ツ井町庁舎 庁議室)
2月17日(金)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）
2月20日(月)	カリキュラム・マネジメント第3回検討会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
2月22日(水)	第3回教育長面接：県教育委員会（山本地域振興局）
2月28日(火)	市議会定例会（～3/24 新庁舎 議場）
3月12日(日)	中学校卒業式（能代第二中学校）
3月14日(火)	小学校卒業式（第四小学校）
3月27日(月)	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）

議案第 1 号

第 4 次能代市社会教育振興中期計画について

第 4 次能代市社会教育振興中期計画を別添のとおり定める。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

第 4 次能代市社会教育振興中期計画を定めようとするものである。

第4次能代市社会教育振興中期計画【案】

(令和5年度～令和9年度)



能代市教育委員会

目次

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付けと期間 1

第2章 能代市の社会教育の現状と課題

- 1 本市の取組 2
- 2 第3次計画の検証 2
- 3 市民意識調査から 4

第3章 目標、基本方針および施策

- 1 目標 7
- 2 基本方針 7
- 3 施策の体系 8
- 4 施策の展開 9

第4章 推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制 11
- 2 計画の進行管理 11
- 3 計画の評価 11

資料編

- 1 能代市の社会教育施設 12
- 2 第4次能代市社会教育振興中期計画策定の経過 16
- 3 策定に関わった方々 16

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

社会教育計画は、生涯学習^{※1,2}の理念の実現をめざし、社会教育行政の施策を継続的・体系的に推進するために策定するものです。本市においては、平成20年3月に「第1次社会教育振興中期計画」を策定し、以後、市民のニーズや社会情勢、国・県の動向を捉え、5年ごとに見直しを行っています。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、核家族化、就労形態の変化、高度情報化、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化など、目まぐるしく変化し、個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。

こうした中、中央教育審議会では平成30年に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策(答申)」として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」を、また、令和2年には「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育」について方策が示されています。

本計画は、これらを踏まえ第3次計画の取組の評価と課題を検証しながら、市民一人一人が生涯にわたって必要な学習を行い、つながりあい、その成果を個人の生活や地域活動等に生かすことができるよう、今後5年間の社会教育行政の基本的方向性を定める「第4次能代市社会教育振興中期計画」を策定するものです。

2 計画の位置付けと期間

この計画は、能代市総合計画及び能代市教育等の振興に関する施策の大綱を上位計画とする個別計画です。

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

◇用語解説◇

※1 生涯学習の理念とは（教育基本法第3条）

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

※2 生涯学習とは

一人一人が、いつでも、どこでも自由に行う学習活動のことであり、学校や公民館における講座等の学習に限らず、自ら進んで行う学習やスポーツ・文化活動、ボランティア活動、体験活動、趣味、レクリエーション、企業内研修等のあらゆる学習活動のことを言います。

※3 社会教育とは（社会教育法第2条）

「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」のことを言います。

第2章 能代市の社会教育の現状と課題

1 本市の取組

本市の社会教育計画は、学びを核とした活力ある地域づくりを推進するため、第3次計画では「豊かに生きる 活かす つながる まなびのわ」を目標に掲げ、様々な施策を展開してきました。

施策の柱には、「学びの機会の提供」「学校・家庭・地域の連携」「文化芸術・文化財の振興」「生涯スポーツの充実」「施設の適正な管理」を掲げ、各施策の実現に向け、学校、団体、指定管理者等と連携しながら取り組んできました。

現代社会において、少子高齢化による人口減少、急速な高齢化、地域コミュニティの衰退等、様々な課題がある中で、「まちづくりは人づくり」と言われるように、社会教育を基盤とした学びによって人と人同士がつながり合い、その成果を社会に活かしながら、連携や絆を深め、活力ある地域づくりにつなげていく必要があります。

2 第3次計画の評価と課題

第3次能代市社会教育振興中期計画の取組について、基本方針ごとの評価と課題は次のとおりです。

学びの機会の提供

【基本方針】 学びの機会の充実を図り、地域活動に活かします

【評価と課題】

子どもや高齢者を中心に多様な学習が行われていますが、学習の成果を地域に活かす取組が不足しています。講座等への参加者が固定化する傾向にあり、各世代に魅力ある講座を提供し、周知方法にも工夫する必要があります。

また、若者の地域づくりへの参画を促進する取組では、中高生ボランティア講座への参加が増えるなど、中高生の地域貢献意識の高まりが見られています。今後も、若者が地域社会へ関心を持ち、社会の一員として積極的に社会活動に参加する機会の確保や意識の醸成につながるよう取り組む必要があります。

学校・家庭・地域の連携

【基本方針】子どもと大人がともに学び合い育ち合います

【評価と課題】

少子化や核家族化、就労形態や価値観の多様化などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。コロナ禍においては地域活動の維持が困難となり、地域社会への意識低下や希薄化が懸念されています。

こうした中、新たに^{※4}地域学校協働活動が実施され、地域ぐるみで子どもや親の学び・育ちを応援する取組が開始されています。今後も、学校・家庭・地域の連携や協働活動の充実を図り、困難を抱える家庭の孤立化を防ぐとともに、地域全体で子どもたちの成長を支える取組につなげていく必要があります。

文化芸術・文化財の振興

【基本方針】ふるさとの誇りを守り伝えます

【評価と課題】

一堂に会して開催される芸術鑑賞や学習成果を披露する場は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けています。新しい生活様式の中で感染状況を注視しつつ、創意工夫しながら企画していく必要があります。

また、加速度的に進む過疎化や少子高齢化に伴い、地域の伝統行事や民俗芸能の担い手不足が深刻となり、存続が危ぶまれています。さらに、個人で所持していた文化財等に関しても、所有者の高齢化・代替わりで管理が難しくなっています。市内外、官民を問わず継承意識を高めていく必要があります。

生涯スポーツの充実

【基本方針】スポーツによって地域を元気にします

【評価と課題】

スポーツ参加者は固定化傾向にあります。また、児童生徒数減少のため、スポーツ少年団は団員が減少してきており、一部では学校単位での活動が困難になっている例もみられます。

より多くの市民がスポーツへ参加できるような施策と健康づくりのためのスポーツの充実を図り、きめ細やかな情報提供に努める必要があります。

◇用語解説◇

※4 地域学校協働活動とは

地域の高齢者、保護者、PTA 民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを言います。

施設の適正な管理

【基本方針】 学習環境の充実に努めます

【評価と課題】

二ツ井図書館の開設や、中央公民館・図書館・総合体育館に Wi-Fi を整備するなど、利用者の利便性や学習環境の充実に努めています。指定管理施設では、管理運営実績が「優良」または「良好」と、多様化する住民ニーズに対し、指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な管理運営を行っています。

施設の利用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅な減少が見られます。人口減少や高齢化が進む中、今後も利用者の減少が予測されます。また、施設の老朽化により、多額の維持管理費や改修費用が必要となるため計画的な改修等や機能集約について検討する必要があります。

3 市民意識調査から

生涯学習に関することについて、令和4年と平成29年に市民意識調査をした結果は次のとおりです。

調査対象：市内に在住する満18歳以上の男女2,000人

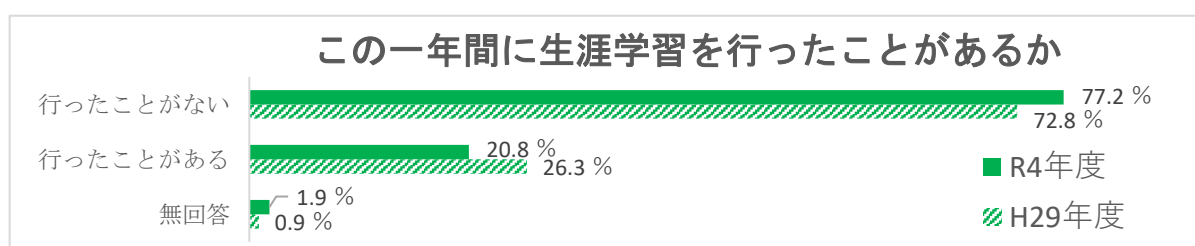
抽出方法：住民基本台帳から年代別に等間隔、無作為抽出方法

調査期間：令和4年6月2日～23日

回収率：41.80%（835人）

(1) 生涯学習の実施

この1年間に生涯学習を行ったことがないと答えた方は77.2%、行ったことがあると答えた方は20.8%となっています。

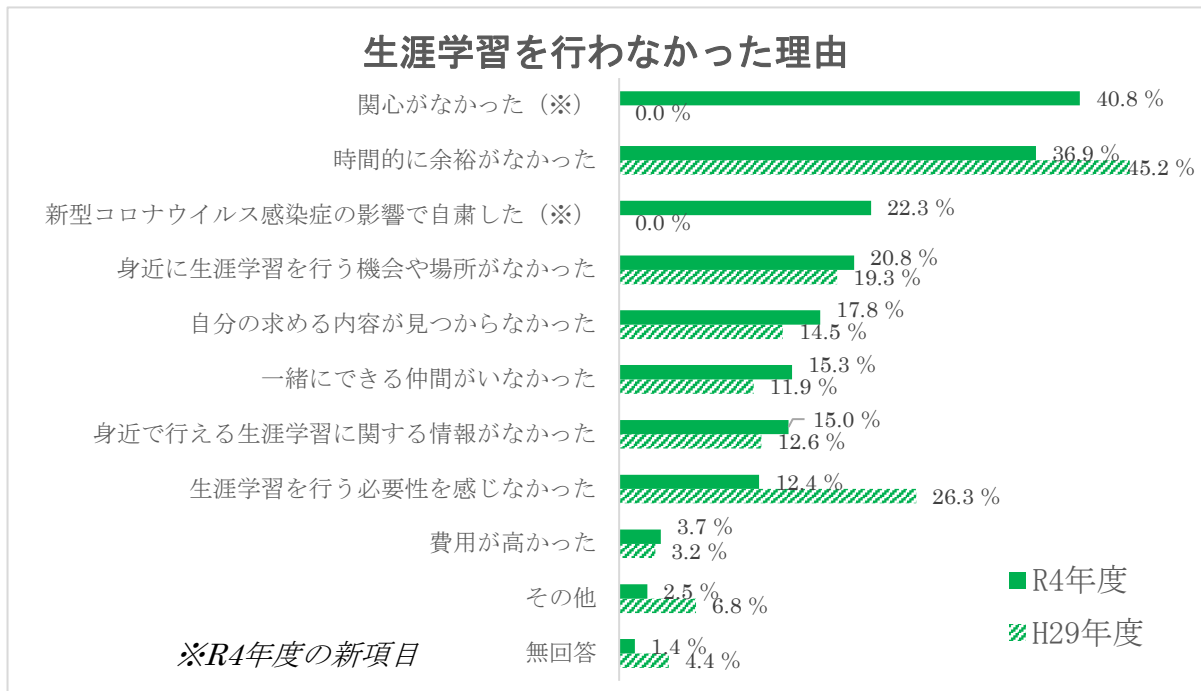


(2) 生涯学習を行わなかった理由

生涯学習を行わなかった理由については、「関心がなかった」が40.8%、「時間的に余裕がなかった」が36.9%となっており、生涯学習の魅力を伝える情報発信や参加しやすい学習の場を提供する必要があります。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響で自粛した」が22.3%と長引く感染症流行の影響が見られています。

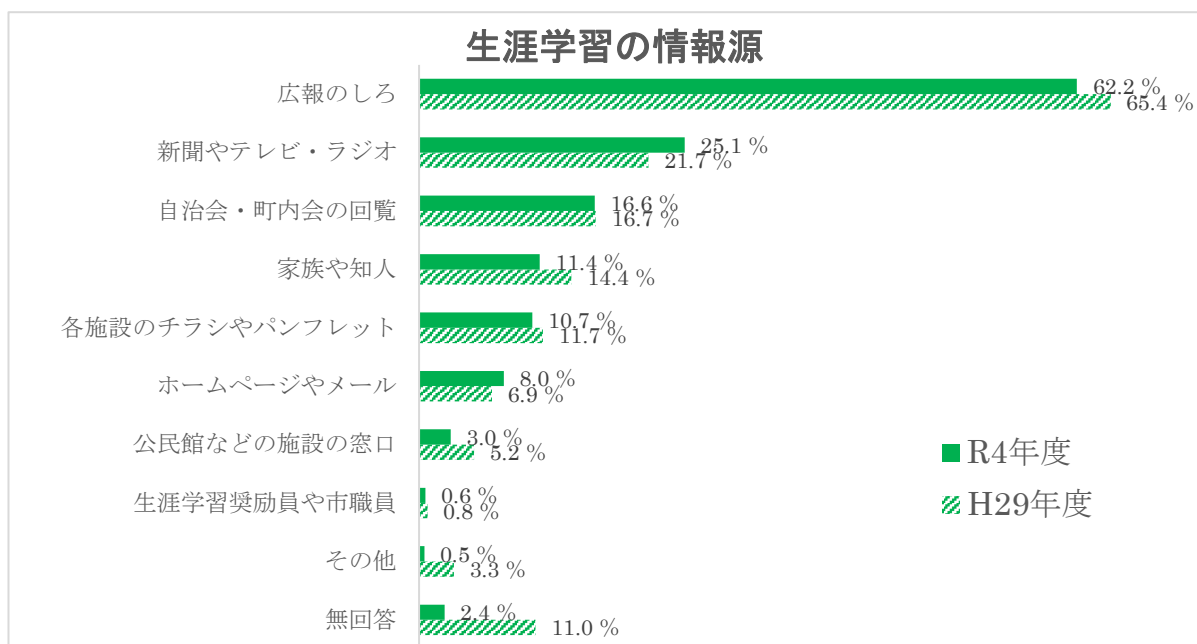
(複数回答あり)



(3) 生涯学習の情報源

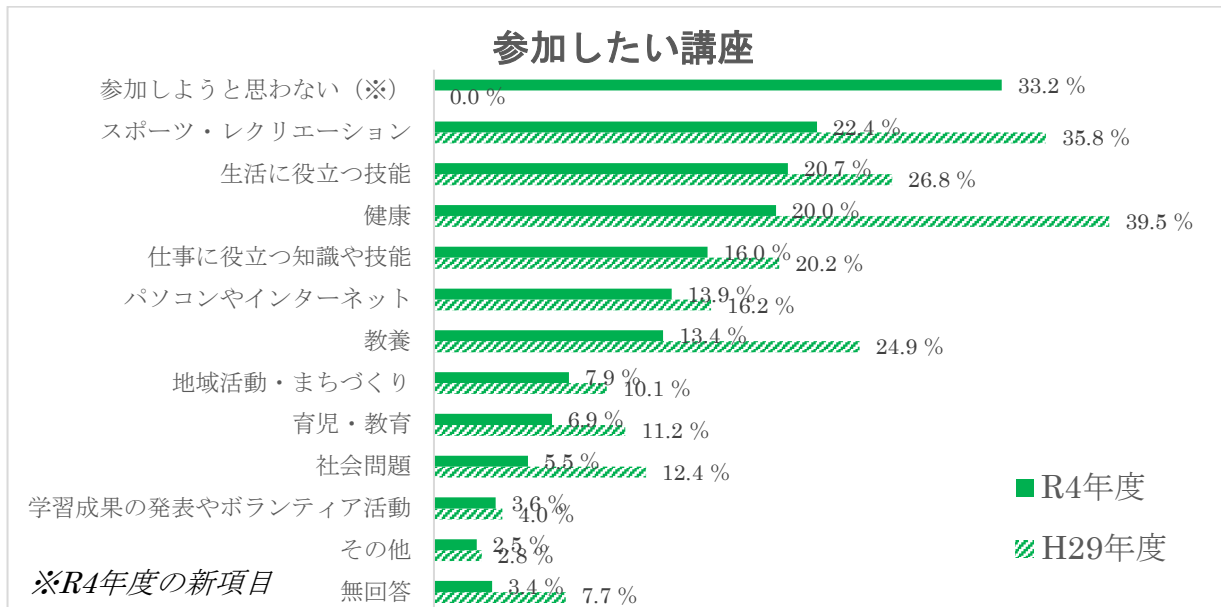
生涯学習情報の入手方法については、「広報のしろ」から情報を得ている方が多数を占めています。引き続き、市民がより多くの情報を得られるよう、様々な手法で周知拡大に努める必要があります。

(複数回答あり)



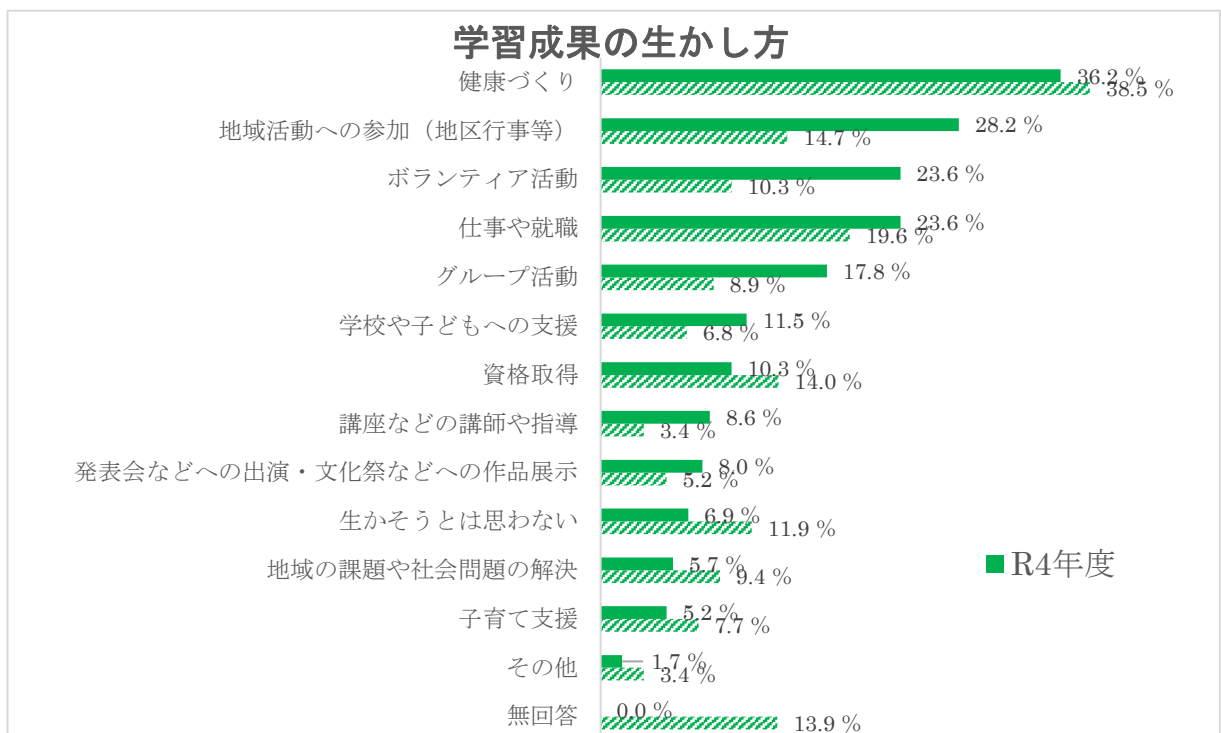
(4) 参加したい講座

どのような講座に参加したいかについては、「参加しようと思わない」が33.2%と否定的な意見が多くみられています。続いて「スポーツ・レクリエーション」「生活に役立つ技能」「健康」に関する講座に関心が示されており、市民ニーズにあった講座を充実させていく必要があります。



(5) 学習成果の生かし方

学習成果を今後どのように生かしていきたいかについては、「健康づくり」が36.2%と前回調査と同様に最も高く、健康への関心の高さがうかがえます。「地域活動への参加（地区行事等）」、「ボランティア活動」、「グループ活動」が伸びており、仲間と共に楽しみながら学び、成果を地域社会へ還元する取組を充実させていく必要があります。（複数回答あり）



(6) まとめ

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を境として平成29年度と令和4年度を比較すると、令和4年度では否定的な意見が多くみられ、長引くコロナ禍のもと活動自粛の情勢が続いたことが大きな要因であると考えられます。今後、この結果から市民のニーズを捉え、講座等の企画に活かしながら、生涯学習活動の充実を図る必要があります。

第3章 目標、基本方針及び施策

1 目標

学びあい つながる ひろがる 地域のわ

本計画では、第3次計画目標「豊かに生きる 活かす つながる まなびのわ」を継承し、学びを核とした活力ある地域づくりを推進するため「学びあい つながる ひろがる 地域のわ」を目標に掲げました。

人生100年時代を迎え、だれもが元気に活躍し続ける人生を送ることができるよう、生涯にわたり必要な学びを行い、その成果を生活や地域へ活かすとともに、学びから得たつながりを、より大きな地域の“わ”へ広げていくというものです。

この目標を実現するため、本計画では、次の5つの基本方針を柱として、横断的に連携しながら事業を推進します。

2 基本方針

I. 学びと活動の充実

多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます

II. 学校・家庭・地域の連携促進

地域ぐるみで共に学び合い、支え合います

III. 文化の継承と発展

ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます

IV. 生涯スポーツの充実

スポーツによって地域を元気にします

V. 施設の適正な管理

学習環境の充実に努めます

3 施策の体系

能代市総合計画 将来像 “わ” のまち能代 人と人との “和” 地域資源で活力を生む “環” 未来へつなぐ安心の “輪”	第4次能代市社会教育振興 中期計画目標 学びあい つながる ひろがる 地域のわ	学びと活動の充実	基本方針 多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます
		施策	① 生涯にわたって多様な学びの機会を提供します ② 学びと活動をつなげる環境づくりに努めます ③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画を促進します
		学校・家庭・地域の連携促進	基本方針 地域ぐるみで共に学び合い、支え合います
		施策	① 地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます ② 親子で学び合う機会を提供します ③ 子どもの成長に応じた家庭教育を支援します ④ 気軽に読書に親しむことができる環境を整えます
		文化の継承と発展	基本方針 ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます
		施策	① 子どもの文化体験活動を支援します ② 地域の文化芸術の保存・継承活動を支援します ③ 文化財等の調査・保存・活用を行います
		生涯スポーツの充実	基本方針 スポーツによって地域を元気にします
		施策	① 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります ② 競技力向上をめざします ③ 支援体制の充実を図ります ④ スポーツによって地域活力を創り出します
		適正な施設の管理	基本方針 学習環境の充実に努めます
		施策	① 利用しやすい施設の充実に努めます

4 施策の展開

I 多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます／学びと活動の充実

施策	主な取組
① 生涯にわたって多様な学びの機会を提供します	<ul style="list-style-type: none"> 多様な学習ニーズやライフステージに応じた学びの充実を図ります。 だれでも参加できる講座の開催や情報発信に努めます。
② 学びと活動をつなげる環境づくりに努めます	<ul style="list-style-type: none"> 学びによる仲間づくりを支援します。 学びの成果を地域活動に活かす場や機会の提供に努めます。 だれでも気軽に集い、交流できる場の提供に努めます。
③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画を促進します	<ul style="list-style-type: none"> 若者の仲間づくりや自主的な活動を支援します。 地域づくりやボランティア活動をはじめとして、社会への実践的な参画を奨励、促進します。

II 地域ぐるみで共に学び合い、支え合います／学校・家庭・地域の連携促進

施策	主な取組
① 地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや健やかな育ちを支え、教育力向上や地域の活性化につなげます。 地域の特性（自然・産業・行事等）や人材を活かした教育支援や体験活動の充実を図り、郷土愛を育みます。
② 親子で学び合う機会を提供します	<ul style="list-style-type: none"> 親子で楽しみながら学び活動する場を提供し、親子の絆を深めるとともに、子どもの主体性を育みます。 地域学習や異世代交流の機会を提供し、地域活動への参加意識の高揚と社会性を培います。
③ 子どもの成長に応じた家庭教育を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、家庭の教育力向上を図る学習機会を提供します。 社会の実情に即した情報提供を行い、子育てを支援します。
④ 気軽に読書に親しむことができる環境を整えます	<ul style="list-style-type: none"> 子ども読書活動推進計画に基づいた取組を推進します。 豊かな読書活動の拠点として、図書館サービスの充実に努めます。

Ⅲ ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます／文化の継承と発展

施策	主な取組
① 子どもの文化体験活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の発掘と人材育成に取り組みます。 ・相談体制を整えることにより、学校における文化芸術体験の充実を図ります。 ・親子の伝統文化体験活動を支援します。
② 地域の文化芸術の保存・継承活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域との連携を強化し、継承活動を支援します。 ・民俗芸能団体等への支援を継続します。 ・地域の文化芸術を市内外へ発信することで、地域外人材の参画を促し、関係人口の増加を図ります。
③ 文化財等の調査・保存・活用を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の収集整理・調査・保存を進め、展示公開や体験学習等を企画・実施します。 ・国指定史跡檜山安東氏城館跡の整備と活用に努めます。

Ⅳ スポーツによって地域を元気にします／生涯スポーツの充実

施策	主な取組
① 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣の確立促進により、健康増進を図ります。 ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進により、体力向上を図ります。 ・楽しみながらスポーツに触れる機会の充実に努めます。
② 競技力向上をめざします	<ul style="list-style-type: none"> ・全国レベルの大会誘致、支援に努めます。 ・トップアスリート等によるスポーツ教室の実施及び支援に努めます。
③ 支援体制の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、競技スタッフ等の人材育成、支援に努めます。 ・スポーツ団体等への支援に努めます。
④ スポーツによって地域活力を創り出します	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケの街づくりを推進します。 ・特色あるスポーツ事業による交流人口の拡大を図ります。 ・スポーツクラブ等の支援、育成に努めます。 ・スポーツ合宿の誘致に努めます。

Ⅴ 学習環境の充実に努めます／施設の適正な管理

施策	主な取組
① 利用しやすい施設の充実に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・市公共施設等総合管理計画により、施設の計画的な整備、保全に努めます。 ・指定管理者等と連携し、施設の効果的、効率的な運営を図り、利用者の利便性向上に努めます。

第4章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国や県、社会教育施設の指定管理者等と連携するとともに、市民、学校、家庭、地域、各種団体、企業等と協働で取り組みます。積極的に市民参加型の事業展開を図り、社会教育の充実を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、単年度ごとに事業の実施状況を調査し、能代市社会教育委員の会議において、計画の進捗状況を評価し、施策の点検・見直しを図りながら計画の推進に取り組みます。

施策の効果を確認し、改善していくため、計画（Plan）、実行（Do）、調査・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより施策や事業の実効性を高めます。

3 計画の評価

計画に基づく施策の成果を、能代市総合計画の指標により評価します。

指 標	基準値	5年後の目標値	目標値設定の考え方
知識や特技を地区活動や行事で発揮することを心がけている市民の割合（市民意識調査）	11.0% （R3年度）	20.0%	前計画基準値への引上を目指す
自主学习グループ数	230 団体 （R3年度）	236 団体	前計画基準値と同程度を目指す
自主学习グループ会員数	3,046 人 （R3年度）	3,388 人	前計画基準値と同程度を目指す
子育てを地域で支えあう雰囲気があると思う市民の割合（市民意識調査）	24.5% （R3年度）	35.0%	前計画の目標値を目指す
子どもが地区でのびのびと育っていると思う市民の割合（市民意識調査）	55.8% （R3年度）	60.0%	能代市総合計画から
地域の行事に参加している児童・生徒の割合（市民意識調査）	74.5% （R元年度）	75.0%	能代市総合計画から
地域の伝統行事、祭りや七夕・民俗芸能などへ参加又は見に行ったことがある市民の割合（市民意識調査）	—	36.0%	人口のうち20～70代の半分を目指す
週1回以上スポーツに親しんでいる市民の割合（市民意識調査）	51.3% （R3年度）	60.0%	前計画の目標値を目指す
優良競技者・団体表彰数（栄光賞・スポーツ部門）	333 人 （R2年度）	300 人	前計画の目標値を目指す
市民1人当たりの社会教育施設（スポーツ施設・図書館を除く）年間利用回数	—	6.5 回	H30年度の数値を目指す
市民1人当たりの図書館来館数	—	2.3 回	能代市子ども読書活動推進計画の数値を目指す
スポーツ施設の人口1人当たりの年間利用回数	—	6.0 回	R3年度の数値を目指す

1 能代市の社会教育施設

(1) 公民館

社会教育の中核施設として、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象に、講座や教室を開設しています。生涯学習サークルや地域のグループ活動の場としても利用できます。

中央公民館を本館とし、その他の施設が地区館・分館となっています。

利用時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始

名称	所在地	電話番号
中央公民館	追分町 4-26	54-8141
東部公民館・扇淵公民館	扇田字道地 155-1	58-3100
南部公民館	河戸川字南後田 134-1	89-2324
向能代公民館	向能代字上野越 83	52-6318
檜山公民館	檜山字霧山下 104	58-3101
鶴形公民館	字町後 16	58-3211
常盤公民館	常盤字堂回 90	59-2111
二ツ井公民館	二ツ井町字下野家後 49	73-2590
二ツ井公民館二ツ井分館	二ツ井町字三千苺 3-3	73-4093
〃 仁鮎分館	二ツ井町仁鮎字後山 52-1	73-5052
〃 富根分館	二ツ井町飛根字高清水 304	73-5052
〃 種梅分館	二ツ井町種字下樋ノ口 15-1	73-5052
〃 荷上場分館	二ツ井町荷上場字鍋良子出口 1-1	73-5052
〃 切石分館	二ツ井町切石字大倉 175	73-5052
〃 田代分館	二ツ井町田代字泥ノ木岱 122-1	73-5052
〃 天神分館	二ツ井町小繫字天神道上 38-1	73-5052
〃 濁川分館	二ツ井町濁川字濁川 145-1	73-5052

※二ツ井公民館の各分館の電話は生涯学習・スポーツ振興課へつながります。

(2) 働く婦人の家

働く女性や勤労者家庭の主婦の皆さんが、余暇を利用し、知識・教養・技術の習得を図るとともに、豊かな人間関係を育てるための事業を総合的に行う施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：日曜日・祝日・年末年始

名称	所在地	電話番号
働く婦人の家	追分町 4-26	54-8210

(3) 勤労青少年ホーム

勤労青少年の皆さんが、余暇を有意義に過ごすことを目的に設置された施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：日曜日・祝日・年末年始

名称	所在地	電話番号
勤労青少年ホーム	追分町 4-26	55-1585

(4) 文化会館

舞踊、演劇、演奏会などの舞台芸術の上演や、講演会、式典、各種展示会などに利用されています。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：毎週火曜日・年末年始

名称	所在地	電話番号
文化会館	追分町 4-26	54-8141

(5) 子ども館

子どもたちが遊び、体験し、学び、交流することをとおして、無限の夢と希望を育み、心が豊かに育つことを願い、その手助けをしています。2階には宇宙航空研究開発機構（JAXA）の全面協力を得て宇宙にちなんだ模型などを展示しています。

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週月曜日・第4金曜日（祝日の場合はその翌日）

祝日の翌日（土曜日、日曜日の場合は火曜日）・年末年始

名称	所在地	電話番号
子ども館	大町 10-1	52-1277

(6) 図書館

読み物や辞典等、幅広い資料を取りそろえ、学習活動を応援します。

開館時間：午前9時～午後7時

休館日：月曜日・毎月1日（ただし土・日は開館）・年末年始・蔵書点検期間

名称	所在地	電話番号
能代図書館	追分町 4-26	54-1114
二ツ井図書館	二ツ井町字上台 1-1(二ツ井町庁舎内)	88-8853

(7) 井坂記念館

木都の父「井坂直幹」の遺品や能代の木材産業の歴史資料などが展示されています。

開館期間・時間：4月～10月の毎週火・木・土曜日 午前9時～午後5時

名称	所在地	電話番号
井坂記念館	御指南町 3-6	54-1289

(8) サン・ウッド能代

学習・スポーツ活動の場として利用できます。風の松原の案内所機能があり、風の松原に関するパネルや資料もあります。

開館時間：午前9時～午後10時（体育施設は午後9時まで）

休館日：年末年始

名称	所在地	電話番号
サン・ウッド能代	萩の台1-28	52-3121

(9) 農林漁家婦人活動促進施設「杉ホールひびき」

農林業等の振興、豊かな生活・文化の創造などに関する活動を推進するための施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始

名称	所在地	電話番号
農林漁家婦人活動促進施設	二ツ井町仁鮎字後山38-2	73-5285

(生涯学習・スポーツ振興課)

(10) ニツ井伝承ホール

市民の伝承芸能及び文化諸活動の推進を図るための施設です。二ツ井地域周辺の郷土芸能について知ることができます。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始

名称	所在地	電話番号
ニツ井伝承ホール	二ツ井町字上台1-1	73-6040

(生涯学習・スポーツ振興課)

(11) 社会体育施設

社会体育施設は、誰もが体力・技術・目的などに応じて気軽に楽しくスポーツを親しめるよう、さまざまなスポーツやレクリエーション活動、各種スポーツ大会などに利用できます。

名称	利用時間など	所在地	電話番号
能代市総合体育館	利用時間：9時～21時30分 休館日：12/28～1/4	大町9-53	54-3607
二ツ井町総合体育館	利用時間：9時～21時30分 休館日：12/29～1/3	二ツ井町字上台60	73-6111
荷上場体育館	利用時間：9時～21時30分 休館日：毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）・12/29～1/3	二ツ井町荷上場 字鍋良子出口1-1	73-3772
B&G海洋センター 体育館	利用時間：9時～21時30分 休館日：12/29～1/3	落合字亀谷地1-65	54-4419

名 称	利用時間など	所在地	電話番号
B & G 海洋センター 海洋スポーツ施設	使用期間： 6月～9月 利用時間： 10時～16時	落合字古悪土 1-209	54-4419
弓道場	利用時間： 9時～21時 休館日： なし	落合字亀谷地 1-65	54-4419
土床体育館	利用時間： 9時～21時 30分 休館日： 12/28～1/4	落合字亀谷地 1-65	54-4419
能代市民プール	利用期間： 4月第3土曜日～9/30 (屋外：7/1～8/31) 平日 : 13時～19時 土日祝日 : 10時～19時 夏休み : 10時～20時 休館日：毎週火曜日(祝日の場合はその翌日・夏休み期間中は無休)	万町 8-50	54-9445
落合テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 9時～21時	落合亀谷地 1-65	54-4419
公園テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 5時～19時	盤若町 64-39	54-3607
二ツ井テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 9時～21時 休館日： 毎週月曜日 (祝日の場合はその翌日)	二ツ井町 字滑良子川端 40-1	73-5016
能代球場 (山田久志サブマリン スタジアム)	利用日時： 4月第1土曜日～10/31 9時～17時 休館日： 毎月第2・4火曜日 (祝日の場合はその翌日)	落合字下台 3	54-8994
赤沼球場	利用日時： 4月第1土曜日～10/31 5時～19時	浅内字赤沼 236	54-3607
落合第一球場	利用日時： 4/1～11/30 5時～19時	落合字下台 2 の内	54-3607
誠邦園球場	利用日時： 4/1～11/30 5時～19時	落合字下台 2 の内	54-3607
落合第二球場 落合球技場 ソフトボール場第一 ソフトボール場第二	利用日時： 通年 5時～19時	落合字古悪土 1-1	54-3607
二ツ井球場	利用日時： 4月第1土曜日～10/31 5時～19時	二ツ井町 字稗川原 113	73-6200
陸上競技場	利用日時： 3/1～11/30 7時～19時 (5/1～9/30 は 7時～20時)	末広町 66-1	52-1085
グラウンド・ ゴルフ場	利用日時： 4/1～11/30 8時30分～19時 (10/1～11/30 は 8時30分～17時)	落合字下台 3	73-3221

※グラウンド・ゴルフ場の電話は生涯学習・スポーツ振興課へつながります。

2 第4次能代市社会教育振興中期計画策定の経過

時 期	策 定 作 業
令和4年 6月28日	社会教育委員の会議（第3次計画の検証・策定委員会設置）
6月28日	第1回策定委員会（策定方針の決定）
8月 4日	第2回策定委員会（施策の検討）
10月 5日	第3回策定委員会（素案の審議・社会教育関係者出席）
11月 8日	第4回策定委員会（素案の審議）
令和4年12月20日 ～5年1月25日	第4次計画案に対するパブリックコメント実施
令和5年 2月 2日	第5回策定委員会・社会教育委員の会議（最終審議）
2月 日	教育委員会へ報告・教育委員会において決定

3 策定に関わった方々

○策定委員（社会教育委員）

佐藤勝明 鈴木和人 松田武 藤田博樹
 嶋田節子 成田弘子 高橋武寿 青山正夫
 畑山百利子 大山博子

○第4次能代市社会教育中期計画策定委員会分科会参加者（社会教育・生涯学習関係者）

藤田貴子 菊池一二三 楠清孝 石川ひろ
 須藤長子 畠山勝子 山本智加子 能登祐子
 秋元圭 藤重雅継 佐藤英夫 山田廣幸
 池田貴美子 大高一彦 佐々木国雄 武田孝義
 梶原芳一 藤田卓也 藤田弘子 富樫勲

○中期計画策定アドバイザー

青山功基（北教育事務所山本出張所社会教育主事）
 工藤克弥（能代市教育委員会社会教育指導員）
 大山祐子（能代市教育委員会学校教育課指導主事）

（順不同・敬称略）

第4次能代市社会教育振興中期計画

(令和5年度～令和9年度)

発行日 令和5年 月

発行者 能代市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課

〒018-3192 能代市二ツ井町字上台 1-1

電話 : 0185-73-5285

E-mail : shou-suppo@city.noshiro.lg.jp

議案第2号

能代市学校教育施設整備基金条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和5年2月17日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市学校教育施設整備基金条例の制定について

能代市学校教育施設整備基金条例を次のように制定する。

令和5年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、能代市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を設置しようとするものである。

議案第 3 号

能代市公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市公民館条例の一部改正について

能代市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市公民館条例の一部を改正する条例

能代市公民館条例（平成18年能代市条例第77号）の一部を次のように改正する。
別表第1 能代市二ツ井公民館切石分館の項中「能代市二ツ井町切石字大倉175番地」を「能代市二ツ井町切石字山根64番地4」に改め、同表能代市二ツ井公民館濁川分館の項を削る。

別表第2の8 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館の表及び別表第3の8 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館の表中「、能代市二ツ井公民館濁川分館」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

能代市二ツ井公民館切石分館の老朽化に伴い同分館の位置を変更するとともに、能代市二ツ井公民館濁川分館の利用者の減少等に伴い同分館を廃止しようとするものである。

能代市公民館条例（平成18年能代市条例第77号）新旧対照表

改 正 前		改 正 後																																																																					
第1条～第23条（略）		第1条～第23条（略）																																																																					
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能代市中央公民館</td> <td>能代市追分町4番26号</td> </tr> <tr> <td>能代市東部公民館</td> <td>能代市扇田字道地155番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市南部公民館</td> <td>能代市河戸川字南後田134番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市向能代公民館</td> <td>能代市向能代字上野越83番地</td> </tr> <tr> <td>能代市扇淵公民館</td> <td>能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内</td> </tr> <tr> <td>能代市檜山公民館</td> <td>能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内</td> </tr> <tr> <td>能代市鶴形公民館</td> <td>能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館</td> <td>能代市二ツ井町字下野家後49番地</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館仁鮎分館</td> <td>能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館富根分館</td> <td>能代市二ツ井町飛根字高清水304番地</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館種梅分館</td> <td>能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館荷上場分館</td> <td>能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館切石分館</td> <td>能代市二ツ井町切石字大倉175番地</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館田代分館</td> <td>能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館天神分館</td> <td>能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館二ツ井分館</td> <td>能代市二ツ井町字三千苜3番地3</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館濁川分館</td> <td>能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1	能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1	能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地	能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内	能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内	能代市鶴形公民館	能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内	能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地	能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1	能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地	能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1	能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1	能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字大倉175番地	能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1	能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1	能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3	能代市二ツ井公民館濁川分館	能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能代市中央公民館</td> <td>能代市追分町4番26号</td> </tr> <tr> <td>能代市東部公民館</td> <td>能代市扇田字道地155番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市南部公民館</td> <td>能代市河戸川字南後田134番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市向能代公民館</td> <td>能代市向能代字上野越83番地</td> </tr> <tr> <td>能代市扇淵公民館</td> <td>能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内</td> </tr> <tr> <td>能代市檜山公民館</td> <td>能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内</td> </tr> <tr> <td>能代市鶴形公民館</td> <td>能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館</td> <td>能代市二ツ井町字下野家後49番地</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館仁鮎分館</td> <td>能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館富根分館</td> <td>能代市二ツ井町飛根字高清水304番地</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館種梅分館</td> <td>能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館荷上場分館</td> <td>能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館切石分館</td> <td>能代市二ツ井町切石字山根64番地4</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館田代分館</td> <td>能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館天神分館</td> <td>能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1</td> </tr> <tr> <td>能代市二ツ井公民館二ツ井分館</td> <td>能代市二ツ井町字三千苜3番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1	能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1	能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地	能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内	能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内	能代市鶴形公民館	能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内	能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地	能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1	能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地	能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1	能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1	能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字山根64番地4	能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1	能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1	能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3
名称	位置																																																																						
能代市中央公民館	能代市追分町4番26号																																																																						
能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1																																																																						
能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1																																																																						
能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地																																																																						
能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内																																																																						
能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内																																																																						
能代市鶴形公民館	能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内																																																																						
能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地																																																																						
能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地																																																																						
能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字大倉175番地																																																																						
能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3																																																																						
能代市二ツ井公民館濁川分館	能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1																																																																						
名称	位置																																																																						
能代市中央公民館	能代市追分町4番26号																																																																						
能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1																																																																						
能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1																																																																						
能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地																																																																						
能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内																																																																						
能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内																																																																						
能代市鶴形公民館	能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内																																																																						
能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地																																																																						
能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地																																																																						
能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字山根64番地4																																																																						
能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1																																																																						
能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3																																																																						
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）																																																																					
1～7（略）		1～7（略）																																																																					
8 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館		8 能代市二ツ井公民館荷上場分館																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時～正午</td> <td>正午～5時</td> <td>午後5時～閉館</td> <td>午前9時～閉館</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table>	時間 区分	昼間		夜間	全日	午前	午後		9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館	使用料	100円	150円	150円	410円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時～正午</td> <td>正午～5時</td> <td>午後5時～閉館</td> <td>午前9時～閉館</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table>	時間 区分	昼間		夜間	全日	午前	午後		9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館	使用料	100円	150円	150円	410円																																				
時間 区分		昼間				夜間	全日																																																																
	午前	午後																																																																					
	9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館																																																																			
使用料	100円	150円	150円	410円																																																																			
時間 区分	昼間		夜間	全日																																																																			
	午前	午後																																																																					
	9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館																																																																			
使用料	100円	150円	150円	410円																																																																			
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）																																																																					
1～7（略）		1～7（略）																																																																					
8 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館		8 能代市二ツ井公民館荷上場分館																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時～正午</td> <td>正午～5時</td> <td>午後5時～閉館</td> <td>午前9時～閉館</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>50円</td> <td>70円</td> <td>70円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	時間 区分	昼間		夜間	全日	午前	午後		9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館	使用料	50円	70円	70円	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時～正午</td> <td>正午～5時</td> <td>午後5時～閉館</td> <td>午前9時～閉館</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>50円</td> <td>70円</td> <td>70円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	時間 区分	昼間		夜間	全日	午前	午後		9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館	使用料	50円	70円	70円	200円																																				
時間 区分		昼間				夜間	全日																																																																
	午前	午後																																																																					
	9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館																																																																			
使用料	50円	70円	70円	200円																																																																			
時間 区分	昼間		夜間	全日																																																																			
	午前	午後																																																																					
	9時～正午	正午～5時	午後5時～閉館	午前9時～閉館																																																																			
使用料	50円	70円	70円	200円																																																																			

議案第4号

能代市子ども館条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和5年2月17日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市子ども館条例の一部改正について

能代市子ども館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市子ども館条例の一部を改正する条例

能代市子ども館条例（平成18年能代市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表」を「観覧するときに別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

プラネタリウム観覧料について、後納できる規定を追加しようとするものである。

能代市子ども館条例（平成18年条例第83号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(料金)</p> <p>第3条 能代市子ども館（以下「子ども館」という。）への入館は、無料とする。</p> <p>2 プラネタリウムを観覧しようとする者（中学生以下を除く。）は、<u>別表</u>に定める観覧料を納付しなければならない。</p>	<p>(料金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 プラネタリウムを観覧しようとする者（中学生以下を除く。）は、<u>観覧するときに別表に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</u></p>

議案第 5 号

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例の一部改正について

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例の一部を改正する条例

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例（平成18年能代市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

体育施設	個人	体育室	高校生	60円	60円	60円
			一般	130円	130円	130円
	専用	テニスコート	高校生	(1時間につき)		60円
			一般	(1時間につき)		130円

を

」

「

体育施設	個人	体育室	高校生	60円	60円	60円
			一般	130円	130円	130円

に

」

改め、同表備考5中「(テニスコートを除く。)」を削り、同表備考6を削る。

別表第2中

「

体育施設	土、日、祝日、休校日等の混雑日を除く。	体育室	(1人につき)60円	(1人につき)60円	
		テニスコート	(1時間につき)60円		

を

」

「

体育施設	土、日、祝日、休校日等の混雑日を除く。	体育室	(1人につき) 60円	(1人につき) 60円	
------	---------------------	-----	-------------	-------------	--

に

改め、同表備考4中「(テニスコートを除く。)」を削り、同表備考5を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

サン・ウッド能代テニスコートの利用者の減少に伴い、同テニスコートを廃止しようとするものである。

能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例（平成18年能代市条例第84号）新旧対照表

改正前					改正後								
【略】					【略】								
別表第1（第5条関係）					別表第1（第5条関係）								
区分		時間	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで（体育施設は午後9時まで）	区分		時間	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで（体育施設は午後9時まで）		
学習施設	専用	会議室	510円 (740円)	690円 (1,030円)	690円 (1,030円)	学習施設	専用	会議室	510円 (740円)	690円 (1,030円)	690円 (1,030円)		
		第1研修室											
		第2研修室											
		第3研修室											
		第4研修室（和室）											
体育施設	個人専用	体育室	高校生	60円	60円	60円	体育施設	個人専用	体育室	高校生	60円	60円	60円
			一般	130円	130円	130円				一般	130円	130円	130円
		テニスコート	高校生	(1時間につき) 60円					テニスコート	高校生	(1時間につき) 60円		
			一般	(1時間につき) 130円							一般	(1時間につき) 130円	
備考					備考								
<ol style="list-style-type: none"> 学習施設の（）内の額は、冷暖房使用時の料金とする。 体育施設の使用料の徴収は、使用券の購入をもってこれに代えるものとする。 体育室の使用に限り、使用券の回数券を発行することができる。この場合において、回数券1枚（11枚つづり）の額は、1人1回分の額の10倍の額とする。 この表において「高校生」とは、高等学校生徒、高等専門学校の学生及びこれらの者に準ずるものをいう。 使用時間の区分を超えて引き続き使用する場合（テニスコートを除く。）の利用料金は、それぞれの区分の料金を加算した額とする。 テニスコートの使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。 					<ol style="list-style-type: none"> 学習施設の（）内の額は、冷暖房使用時の料金とする。 体育施設の使用料の徴収は、使用券の購入をもってこれに代えるものとする。 体育室の使用に限り、使用券の回数券を発行することができる。この場合において、回数券1枚（11枚つづり）の額は、1人1回分の額の10倍の額とする。 この表において「高校生」とは、高等学校生徒、高等専門学校の学生及びこれらの者に準ずるものをいう。 使用時間の区分を超えて引き続き使用する場合の利用料金は、それぞれの区分の料金を加算した額とする。 								
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）								
区分		時間	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	区分		時間	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで		
学習施設	専用	会議室	250円 (480円)	340円 (680円)	340円 (680円)	学習施設	専用	会議室	250円 (480円)	340円 (680円)	340円 (680円)		
		第1研修室											
		第2研修室											
		第3研修室											
		第4研修室（和室）											
体育施設	個人専用	土、日、祝日、休日等の混雑日を除く。	体育室	(1人につき) 60円	(1人につき) 60円	体育施設	個人専用	土、日、祝日、休日等の混雑日を除く。	体育室	(1人につき) 60円	(1人につき) 60円		
			テニスコート	(1時間につき) 60円					テニスコート	(1時間につき) 60円			
備考					備考								
<ol style="list-style-type: none"> 学習施設の（）内の額は、冷暖房使用時の料金とする。 体育施設の使用料の徴収は、使用券の購入をもってこれに代えるものとする。 体育室の使用に限り、使用券の回数券を発行することができる。この場合において、回数券1枚（11枚つづり）の額は、1人1回分の額の10倍の額とする。 使用時間の区分を超えて引き続き使用する場合（テニスコートを除く。）の利用料金は、それぞれの区分の料金を加算した額とする。 テニスコートの使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。 					<ol style="list-style-type: none"> 学習施設の（）内の額は、冷暖房使用時の料金とする。 体育施設の使用料の徴収は、使用券の購入をもってこれに代えるものとする。 体育室の使用に限り、使用券の回数券を発行することができる。この場合において、回数券1枚（11枚つづり）の額は、1人1回分の額の10倍の額とする。 使用時間の区分を超えて引き続き使用場合の利用料金は、それぞれの区分の料金を加算した額とする。 								

議案第6号

能代市文化財資料収蔵庫条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和5年2月17日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市文化財資料収蔵庫条例の制定について

能代市文化財資料収蔵庫条例を次のように制定する。

令和5年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市文化財資料収蔵庫条例

(設置)

第1条 本市における文化財、歴史資料及びその他資料（以下「文化財等」という。）を適切に保存管理することにより、文化財等の活用を図り、もって郷土文化に対する愛着と誇りを醸成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、能代市文化財資料収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 収蔵庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
能代市文化財資料収蔵庫	能代市朴瀬字二林台65番地1

(業務)

第3条 収蔵庫は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化財等の収集に関すること。
- (2) 文化財等の整理及び目録作成に関すること。
- (3) 収蔵庫内の文化財等の保存管理に関すること。
- (4) その他収蔵庫の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(管理)

第4条 収蔵庫は、能代市教育委員会が管理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

能代市文化財資料収蔵庫を設置しようとするものである。

議案第7号

令和4年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和5年2月17日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和4年度能代市一般会計補正予算（第12号）歳入内訳

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
13款 使用料及び手数料				
1項 使用料				
9目 教育使用料	4,212	326	4,538	○保健体育使用料 グラウンド・ゴルフ場使用料 326
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
6目 教育費国庫補助金	26,742	49,987	76,729	○教育総務費補助金 へき地児童生徒援助費等補助金 △1,980 ○小学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 △22 学校施設環境改善交付金 48,491 ○中学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 △132 学校施設環境改善交付金 3,630
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	12,243	△1,150	11,093	○教育総務費補助金 ICTを活用した授業改善支援事業費補助金 △510 ○社会教育費補助金 放課後子ども教室推進事業費補助金 △640
3項 県委託金				
7目 教育費県委託金	19,645	△2,125	17,520	○教育総務費委託金 いのちの教育あったかエリア事業委託金 △144 ○社会教育費委託金 埋蔵文化財調査委託金 △1,981
17款 寄附金				
1項 寄附金				
5目 教育費寄附金	2,341	100	2,441	○小学校費寄附金 小学校費寄附金 50 ○中学校費寄附金 中学校費寄附金 50

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
18款 繰入金				
2項 基金繰入金				
5目 ふるさと納税基金繰入金	79,738	△2,153	77,585	○ふるさと納税基金繰入金 ふるさと納税基金繰入金 △2,153
11目 奨学基金繰入金	33,816	△3,165	30,651	○奨学基金繰入金 奨学基金繰入金 △3,165
20款 諸収入				
3項 貸付金元利収入				
3目 教育費貸付金元利収入	43,150	1,301	44,451	○奨学金貸付金元利収入 奨学金貸付金返還金(元金分)現年分 1,301
5項 雑入				
4目 雑入	11,849	△1,225	10,624	○雑入 スポーツ振興くじ助成金 △1,200 保険料繰替金戻入 △25
21款 市債				
1項 市債				
4目 労働債	4,500	△300	4,200	○労働施設債 働く婦人の家改修事業債 △300
8目 教育債	251,800	449,500	701,300	○教育総務債 スクールバス購入事業債 △2,100 閉校校舎解体事業債 △1,900 ○小学校債 学校施設整備事業債 294,500 ○中学校債 学校施設整備事業債 164,200 ○社会教育債 文化会館等改修事業債 △2,200 子ども館改修事業債 △3,000

令和4年度能代市一般会計補正予算（第12号）歳出内訳

5款 労働費 1項 労働施設費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
2 働く婦人の家費	12,349	△55	12,294	施設改修費 △55

10款 教育費 1項 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
2 事務局費	300,059	△8,331	291,728	職員人件費 △2,114 車両管理費 △4,182 閉校校舎解体事業費 △2,035
3 教育助成費	124,007	△5,607	118,400	奨学金貸付事業費 △3,165 奨学基金積立金 1,450 奨学金返還助成事業費 △875 中学校体育連盟等補助金 △3,017
4 教育研究所費	232,768	△1,177	231,591	いのちの教育あったかエリア事業費 △144 先進地区教育交流事業費 △523 ICTを活用した授業改善支援事業費 △510

10款 教育費 2項 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	217,578	346,389	563,967	小学校管理費 346,339 小学校健康管理費 50
2 教育振興費	67,225	△1,249	65,976	要保護及び準要保護児童生徒援助費 △718 振興費 △531

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	160,892	170,229	331,121	中学校管理費 170,179 中学校健康管理費 50

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
2 教育振興費	70,355	△5,186	65,169	要保護及び準要保護児童生徒援助費 △4,362 振興費 △824

10款 教育費 4項 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 社会教育総務費	551,452	△5,894	545,558	社会教育委員費 △139 サン・ウッド管理費 156 のしろDEマナブゥ事業費 △126 放課後子ども教室推進事業費 △1,116 青少年健全育成事業費 △185 文化財保護費 △677 埋蔵文化財調査事業費 △3,474 民俗芸能等振興費 △115 市民文化振興費 △218
2 公民館費	98,692	△457	98,235	文化会館中央公民館冷温水発生機等改修 事業費 △457
3 文化会館費	90,905	△2,730	88,175	文化会館改修事業費 △905 文化会館中央公民館冷温水発生機等改修 事業費 △1,825
4 図書館費	80,824	△579	80,245	管理運営費 △579
5 子ども館費	142,556	△2,580	139,976	施設管理費 △2,580

10款 教育費 5項 保健体育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 保健体育総務費	66,208	△4,577	61,631	スポーツ推進委員費 △442 体育振興費 △1,457 生涯スポーツ推進事業費 △2,105 バスケの街づくり事業費 △573
2 体育施設費	287,443	△2,005	285,438	管理運営費 △2,005
3 学校給食費	258,004	2,473	260,477	学校給食管理費 2,473

【繰越明許費補正】

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	閉校校舎解体事業費	43,108
	2 小学校費	小学校管理費	347,684
	3 中学校費	中学校管理費	167,893

議案第 8 号

令和 5 年度能代市一般会計予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和5年度 能代市一般会計予算 歳入内訳

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	説 明
12款 分担金及び負担金				
1項 負担金				
3目 教育費負担金	913	983	△70	○小学校費負担金 日本スポーツ振興センター個人負担金 552 ○中学校費負担金 日本スポーツ振興センター個人負担金 361
13款 使用料及び手数料				
1項 使用料				
4目 労働使用料	4	4	0	○労働施設使用料 行政財産使用料 4
9目 教育使用料	5,019	4,212	807	○教育総務使用料 行政財産使用料 27 ○小学校使用料 行政財産使用料 15 ○中学校使用料 行政財産使用料 10 ○社会教育使用料 公民館使用料 909 サン・ウッド使用料 1,913 子ども館プラネタリウム観覧料 523 伝承ホール使用料 89 行政財産使用料 126 ○保健体育使用料 グラウンド・ゴルフ場使用料 1,200 行政財産使用料 207
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
6目 教育費国庫補助金	10,420	14,989	△4,569	○教育総務費補助金 へき地児童生徒援助費等補助金 2,100 ○小学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 55 特別支援教育就学奨励費補助金 448 ○中学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 323 特別支援教育就学奨励費補助金 392 ○社会教育費補助金 埋蔵文化財発掘調査費補助金 4,600 史跡檜山安東氏城館跡整備費補助金 2,502
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	15,844	11,527	4,317	○教育総務費補助金 ICTを活用した授業改善支援事業費補助金 4,200 地方スポーツ振興費補助金 3,048 文化芸術振興費補助金 254 ○社会教育費補助金 学校・家庭・地域連携総合推進事業費補助金 5,444 埋蔵文化財発掘調査費補助金 623 ○保健体育費補助金 地域スポーツクラブ活動体制整備補助金 2,275

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3項 県委託金 7目 教育費県委託金	1,932	10,502	△8,570	○社会教育費委託金 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等 許可等事務委託金 18 埋蔵文化財調査委託金 1,914
16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金	37	40	△3	○基金利子 奨学基金利子 28 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金利子 9
18款 繰入金 2項 基金繰入金 3目 地域振興基金繰入金	8,294	7,207	1,087	○地域振興基金繰入金 地域振興基金繰入金 8,294
4目 ふるさと納税基金繰入金	94,387	79,738	14,649	○ふるさと納税基金繰入金 ふるさと納税基金繰入金 94,387
5目 ふるさと創生基金繰入金	11,935	281,120	△269,185	○ふるさと創生基金繰入金 ふるさと創生基金繰入金 11,935
10目 奨学基金繰入金	33,756	33,816	△60	○奨学基金繰入金 奨学基金繰入金 33,756
11目 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金	30,540	30,540	0	○ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金 30,540
20款 諸収入 3項 貸付金元利収入 3目 教育費貸付金元利収入	43,760	43,150	610	○奨学金貸付金元利収入 奨学金貸付金返還金 20,395 ○ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付金元利収入 ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付金返還金 23,365
5項 雑入 4目 雑入	181,246	10,406	170,840	○雑入 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者 支出分充当補助金 31 特別支援教育推進事業費負担金 2,482 学校給食費負担金 176,223 自家用発電売電料金(子ども館) 24 保険料繰替金戻入 959 燃料費繰替金戻入 249 光熱水費繰替金戻入 909 電話料繰替金戻入 199 コピー料繰替金戻入 170

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	説 明
21款 市債 1項 市債 8目 教育債	315,900	251,800	64,100	○教育総務債 スクールバス購入事業債 1,700 閉校校舎解体事業債 54,600 ○小学校債 学校施設整備事業債 11,600 ○中学校債 学校施設整備事業債 28,700 ○社会教育債 図書館空調設備改修事業債 11,300 文化会館改修事業債 142,600 サン・ウッド駐車場整備事業債 16,800 向能代公民館改築事業債 15,100 中央公民館改修事業債 20,900 ○保健体育債 能代市総合体育館改修事業債 12,600
※ 労働債	0	4,500	△4,500	

令和5年度 能代市一般会計予算 歳出内訳

5款 労働費

1項 労働施設費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 勤労青少年ホーム費	5,892	5,616	276	施設管理費 5,892
2 働く婦人の家費	11,624	12,349	△725	施設管理費 8,236 施設改修費 3,388

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 教育委員会費	1,968	1,968	0	教育委員費 1,968
2 事務局費	302,127	284,175	17,952	教育長人件費 14,225 職員人件費 196,969 事務費 3,222 車両管理費 15,667 施設管理費 4,089 能代教育事務所費 219 閉校校舎解体事業費 58,638 学校施設等環境整備事業費 6,996 学校教育施設整備基金積立金 2,102
3 教育助成費	126,271	122,866	3,405	奨学金貸付事業費 33,986 ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付事業費 30,543 奨学基金積立金 20,423 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金積立金 23,374 奨学金返還助成事業費 8,606 中学校体育連盟等補助金 9,339
4 教育研究所費	235,000	227,785	7,215	職員人件費 181,247 事務費 781 外国語教育推進事業費 2,432 心のケア充実事業費 1,442 日本語学習支援事業費 13 特別支援教育推進事業費 2,420 ふるさとキャリア教育推進事業費 1,998 コミュニティ・スクール推進事業費 510 スクールDX推進事業費 39,957 ICTを活用した授業改善支援事業費 4,200

10款 教育費 2項 小学校費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 学校管理費	198,061	195,122	2,939	職員人件費 7,822 小学校管理費 180,536 小学校健康管理費 9,703
2 教育振興費	88,315	66,201	22,114	要保護及び準要保護児童生徒援助費 33,219 特別支援教育就学奨励費 898 振興費 53,501 遠距離通学費 697

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 学校管理費	177,053	147,700	29,353	職員人件費 4,032 中学校管理費 165,614 中学校健康管理費 7,407
2 教育振興費	67,774	70,355	△2,581	要保護及び準要保護児童生徒援助費 34,763 特別支援教育就学奨励費 785 振興費 31,109 遠距離通学費 1,117

10款 教育費 4項 社会教育費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 社会教育総務費	251,144	540,146	△289,002	社会教育委員費 310 文化財保護審議会委員費 96 職員人件費 147,032 施設管理費 3,632 サン・ウッド管理費 9,584 サン・ウッド駐車場整備事業費 17,699 社会教育事務費 68 生涯学習推進事業費 203 家庭教育支援事業費 234 学校・家庭・地域連携総合推進事業費 8,952 青少年健全育成事業費 574 成人式費 884 社会教育関係団体支援費 320 読書活動推進事業費 201 文化財保護費 1,247 古木・名木保全事業費 240 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 21,371 埋蔵文化財調査事業費 4,107 民俗芸能等振興費 713 市民文化振興費 5,182 文化財等収蔵庫整備事業費 11,935 能代山本広城市町村圏組合負担金 16,560

10款 教育費

4項 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
2 公民館費	128,067	91,461	36,606	管理運営費 89,899 活動事業費 2,079 中央公民館冷凍機改修事業費 20,954 向能代公民館改築事業費 15,135
3 文化会館費	226,369	90,905	135,464	管理運営費 83,411 冷温水発生機等改修事業費 142,958
4 図書館費	93,672	91,097	2,575	図書館協議会委員費 92 職員人件費 13,412 管理運営費 68,816 図書館改修等事業費 11,352
5 子ども館費	26,548	141,901	△115,353	子ども館運営協議会委員費 35 職員人件費 8,380 事務費 450 施設管理費 12,143 活動事業費 5,540

10款 教育費

5項 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 保健体育総務費	64,491	62,705	1,786	スポーツ推進委員費 1,626 職員人件費 35,416 体育振興費 4,423 生涯スポーツ推進事業費 15,046 バスケの街づくり事業費 3,680 能代カップ 高校選抜バスケットボール大会補助金 4,300
2 体育施設費	254,120	286,301	△32,181	管理運営費 241,424 能代市総合体育館大規模改修事業費 12,696
3 学校給食費	437,627	226,429	211,198	職員人件費 22,462 学校給食管理費 401,250 学校給食費物価高騰対策支援事業費 10,439 車両管理費 3,476

【債務負担行為】

(単位：千円)

事項	期間	限度額
能代市奨学金貸付金	令和5年度～令和6年度	12,000
能代市奨学金返還助成金（令和5年度設定）	令和5年度～令和15年度	27,000